

2019年10月31日

JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Version 2.0 の変更点の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 改定目的

JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書（以下、「プログラム文書」という）は、2016年10月4日に Version1.0 が公表され、2017年の二度の改定を経て運用されてきました。この間、監査会社は27社、適合組織はA規格及びB規格を合わせて合計441件、タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る規格（以下、「タイ向け JFS 規格」といいます。）が42件（2019年10月30日時点）となり、特に2019年に入って適合組織は前年の二倍以上に急増しています。また、2019年8月には新たに外食を対象とした JFS 規格（フードサービス）セクター:G（以下、「フードサービス規格」といいます。）を公表しました。

このように JFS の監査及び適合証明プログラムが飛躍的に発展し普及している中で、セクター拡大に対応してプログラム文書全体の体系を見直すとともに、JFS 監査及び適合証明プログラムの信頼性や監査のハーモナイゼーションをさらに高めることが必要になっています。そこで、このような課題に対応するため、2019年10月28日、プログラム文書を改定し、JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Version 2.0 としました。変更点の概要は以下のとおりです。

2. 変更点の概要

(1) 基準文書及び対象セクターの明記 (1.1 等)

プログラム文書の対象セクターにフードサービス規格及びタイ向け JFS 規格が加わることにともない、プログラム文書のタイトルを「JFS 監査及び適合証明プログラム文書」に改称しました。また、基準文書と対象セクターをプログラム文書に明記しました (1.3)。

(2) 用語の定義の新設 (1.2)

プログラム文書に使用される用語（適合証明、指導、助言、コンサルティング等）の定義を明確にするため、1.2 として「定義」の項目を新設しました。

(3) 「組織構造」の整理 (2.2)

スキーム委員会をステークホルダー委員会に改組したことに伴い、名称を修正しました。また、協会が運営する委員会等（監査会社・研修コース承認委員

会、ステークホルダー委員会)及び作業部会の役割を明確化しました。各委員会及び作業部会の詳細については別の規程に定めます。

(4) 監査会社の要件の追加 (3.1)

監査会社の要件として、監査員等の要員が ISO19011:2018 第 4 項 (監査の原則) に基づいて公平な監査業務を行う仕組みを整備していることを追加しました。

(5) コンサルティング業務に関する利益相反防止 (3.2)

監査の公平性確保を強化するため、登録された監査員が組織に対してコンサルティングを行った場合に、同一の組織の監査を行うまでの猶予期間を 2 年間としました。

(6) 新規監査会社の承認プロセスの明確化 (3.3)

新規監査会社の申請から承認までの協会による審査のプロセスを明確にしました。

(7) 監査会社に対する審査の明確化 (3.5.1)

監査会社による監査及び適合証明業務のパフォーマンスを向上させ、監査のハーモナイゼーションを図るために、協会が監査会社に対して行う審査の位置づけを明確にしました。この審査の詳細については別途規定します。

(8) 承認の一時停止及び取消の要件の明確化 (3.5.2、3.5.3)

監査会社に対する承認の一時停止及び取消の要件を明確にしました。

(9) 適合証明の引継ぎの新設 (3.5.4)

組織が適合状態を維持したまま監査会社を変更するための条件と、その際の考慮要素を定めました。

(10) 監査報告書等の提供 (3.7)

監査報告書が機密情報であることを明確にするとともに、協会が監査会社に対して審査を実施する際に、監査の内容や監査員の力量を検証することができるよう、協会が監査報告書等を閲覧することについて、監査会社から組織にあらかじめ同意を得ていただくことを要求事項とする規定を追加しました。

(11) 監査会社による異議申立て (3.8)

協会による意思決定の公平性と客観性を確保するため、監査会社が協会の意思決定に対して異議がある場合には、協会に対して異議申立てできることを明確にしました。

(1 2) ハーモナイゼーション会議への参加 (3.9)

協会は、2018年から年一回監査会社に対してハーモナイゼーション会議を実施し、規格のバージョンアップや監査に必要な情報を提供しています。このハーモナイゼーション会議について明記しました。

(1 3) 監査及び適合証明のプロセスの明確化

監査及び適合証明業務のばらつきを防止し、監査業務の公平性を確保するために、以下の点を明文化しました。

- ・適合証明とサイトおよびセクターとの関係性を明確にし、監査の種別の定義を明確にしました (4.1)。
- ・組織からの監査申請を受理するにあたっての調査義務を追加しました (付属書 1)。
- ・監査員及び判定員を選任するにあたり、公平性を確認事項としました (4.4、付属書 1)。
- ・監査工数の算定基準を見直しました (4.4、付属書 1)。
- ・監査及び適合証明業務の手順を明確化しました (4.5、付属書 1)。
- ・判定の基準及び不適合に対する対応の手順を明確化しました (4.6、付属書 2)。

(1 4) 適合証明の一時停止及び取消の基準等の明確化 (4.11)

臨時監査の要件、並びに適合証明の一時停止及び取消の要件を明確化しました。

(1 5) 監査員・判定員の登録要件の明確化 (5.2)

監査員及び判定員の登録要件を、初回登録と登録維持に区別して明確化しました。また、セクターまたはサブセクターごとの力量が求められることを明記し、監査員に対して、製品固有の食品安全リスクを監査する力量を明確に要求しました。また、それにともない、セクターまたはサブセクターの食品安全に係る業務経験 (付属書 4) を新たに規定しました。

以上